第五十一条の次に次の一条を加える。

（社外取締役の設置義務）

第五十一条の二　監査役会設置会社は、社外取締役（相互会社の取締役であって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、最終事業年度（各事業年度に係る第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき第五十四条の六第二項の承認（同条第四項に規定する場合には、第五十四条の四第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表（第五十四条の六第四項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定により定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。）に報告された貸借対照表をいい、相互会社の成立後最初の定時社員総会までの間においては、第五十四条の三第一項の貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）に基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。）として計上した額が五億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円未満であるものは、この限りでない。

一　当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等（業務執行取締役（相互会社にあっては第五十三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいい、株式会社にあっては会社法第三百六十三条第一項各号（取締役会設置会社の取締役の権限）に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

二　その就任の前十年内のいずれかの時において当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

三　当該相互会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

第五十三条の二第一項中「第十二条第一項の規定により読み替えて適用する」を削り、「の規定は」を「及び第三百三十一条の二（取締役の資格等）の規定は」に改め、「同項第三号中」の下に「「この法律」とあるのは「保険業法、この法律」と」を加え、同条第五項中「（相互会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）」を削り、各号を削り、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「（相互会社にあっては第五十三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいい、株式会社にあっては会社法第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者は、相互会社の取締役となることができない。

第五十三条の三第一項中「（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。）」を削り、同条第六項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第五十三条の五第一項中「の規定」を「及び第二項の規定」に改め、同条第三項中「いずれにも」を「全てに」に改める。

第五十三条の十五中「会社法」の下に「第三百四十八条の二（業務の執行の社外取締役への委託）、」を、「第三百六十一条」の下に「（第一項第三号から第五号までを除く。）」を、「場合において」の下に「、同法第三百四十八条の二第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社をいう。以下この条において同じ。」と、「取締役の決定（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）」とあるのは「取締役会の決議」と、同条第三項中「第二条第十五号イ」とあるのは「保険業法第五十一条の二第一号」と」を「取締役会」と」の下に「、同法第三百五十七条中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。第三百五十九条第三項において同じ。）」と、同条第二項中「監査役会設置会社」とあるのは「監査役会設置会社（保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいう。第三百六十一条第七項第一号において同じ。）」と、同条第三項中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）」と」を、「できない損害」の下に「、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第二項中「監査等委員」とあるのは「監査等委員会（保険業法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）」と、同条第七項第一号中「公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの」とあるのは「保険業法第五十一条の二ただし書に規定するものを除く。）」と」を加える。

第五十三条の十八第一項中「会計参与設置会社」の下に「（会計参与を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第三項第三号、第百六十一条第一項第五号ハ及び第百六十三条第一項第五号ハにおいて同じ。）」を加える。

第五十三条の二十二第三項中「株式会社又は」を削り、「以下」の下に「この節、第七十六条第三項第三号、第百六十一条第一項第五号ハ及び第百六十三条第一項第五号ハにおいて」を加え、同条第五項第一号中「において」の下に「読み替えて」を加える。

第五十三条の二十三の三第五項第一号中「において」の下に「それぞれ読み替えて」を加え、同項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　補償契約（第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。第五十三条の三十第四項第十一号において同じ。）の内容の決定

十一　役員等賠償責任保険契約（第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第五十三条の三十第四項第十二号において同じ。）の内容の決定

第五十三条の二十三の三第五項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八条の二第一項の規定による同項の事項の決定

第五十三条の二十三の三第五項第二号の次に次の一号を加える。

三　第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八条の二第一項の規定による委託

第五十三条の二十三の三第七項中「において」の下に「、同条中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と読み替えるものとするほか」を加える。

第五十三条の二十六第四項中「の規定」を「及び第二項の規定」に改め、同条第七項中「読み替える」を「、が指名委員会等」とあるのは「（同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）が指名委員会等（同法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。）」と読み替える」に改める。